

平成 28 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6月21日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成28年6月21日〔火曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第55号 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の一部改正について

議案第56号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

市長政策室

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（8名）

委員長	山	登志浩	君	副委員長	幅	章郎	君
委員	鈴木	貢	君	委員	尾関	健治	君
委員	宮地	友治	君	委員	伊神	克寿	君
委員	掛布	まち子	君	委員	安部	政徳	君

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議員	福田	三千男	君	議員	牧野	圭佑	君
議員	稲山	明敏	君	議員	伊藤	吉弘	君
議員	藤岡	和俊	君	議員	尾関	昭	君
議員	中野	裕二	君	議員	東猴	史紘	君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主査	長谷川崇君	主事	前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

小塚昌宏君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 小島孝修君

防災安全課主幹 松本幸司君

地方創生推進課長兼地域情報センター所長

坪内俊宣君

地方創生推進課主幹 浅野武道君

地方創生推進課副主幹 稲波克純君

行政経営課長 村瀬正臣君

行政経営課主幹 平松幸夫君

行政経営課副主幹 梶田博志君

税務課長 本多弘樹君

税務課主幹 須賀博昭君

消防署長 長谷川久昇君

消防署東分署長 斉木寿男君

消防署主幹
消防署主幹

広瀬政利君
上田修司君

午前9時30分 開 会

○委員長 皆様、おはようございます。

早朝より御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

昨年、5月の議会役員の改選にあわせて、この総務委員会のメンバーがかわりまして、事実上きょうが初めての本格的な審査ということでもあります。十分時間はとってありますので、活発な議論になりますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、まず市長さんが出席でありますので、市長さんのほうから御挨拶のほど、お願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る6月9日に6月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決議をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 じゃあ、どうもありがとうございます。

本日の委員会の日程であります。付託されております議案第55号 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の一部改正についてを初め3議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、その後に委員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時32分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許

可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいよう、議事運営に御協力くださいますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限って、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただき、その間は退席していただいても構いませんので、よろしくをお願いいたします。

議案第55号 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の一部改正について

○委員長　それでは、早速でありますけれども、議案第55号 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　議案第55号の議案書の該当箇所、該当ページを申し上げます。

5ページでございます。条例の一部改正の提案になっております。6ページは、一部改正の条例案、改め文でございます。7ページ、8ページは、その新旧対照表となっております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　済みません、何点かお尋ねをしますが、1つは新しい条例と新旧条例の違いの一つが、8ページの新旧対照表の一番上の段なんですけれども、江南市戦略計画（平成20年度－平成29年度）ということで、具体的にいつの戦略計画、総合計画かという年度が入っていたのが、新しい改正案では、

ただの総合計画、名称が変わっただけではなくて年度も入れない状態になっているんですけれども、これはどういう意味があるのかということをお尋ねしたいのが1点と、もう1つは、今回、本会議での質疑でもありましたけれども、こういう改正する場合は、ちゃんと市民の声を聞くための検証組織を設置してやるということに、まちづくりの基本条例の中、第26条のところですね、条例の検証というのがあるって、今回はパブリックコメントはとられているんですけれども、それ以上のまちづくり基本条例第26条にうたっている条例の検証という検証組織までは設置されなかったんですけれども、なぜ検証組織まで設置しなくてよかったという判断になったのか、本会議場でもありましたけれども、もう一回きちんと答弁していただけないでしょうか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　最初のほうの年度が入っている入っていないという件でございます。

改正前、現在は戦略計画の何年度というふうに入っております。これ自体が実は、条例上で年度を入れるということ自体がユニーク、珍しいような条例でございます。制定当時、この年度を入れるかどうかについて、内部、例規審査会でもいろいろ意見がございました。条例の安定性からいって、すぐにその年度が来てしまうことがわかっているのに、ここに入れてしまうのはどうかというようなお話もありましたが、これをつくるに当たって市民の方の入った自治基本条例検討委員会のほうで、提言という形で年度を入れた形で頂戴しておりますので、その提言を最大限尊重した上で、それに沿った形で当時条例案を上程し、全会一致で御議決いただいているところでございます。

後段の検証組織の関係でございます。まちづくり基本条例の第26条のことを昨日も取り上げての御質問でございました。第26条は条例内容の検証の規定でございます。必要に応じて検証した結果、必要があると認められる場合は条例改正や、その他の措置を講ずるという条文構成になっており、条例を改正する場合は必ず検証組織の答申を受けなさいというようなことを言っているものではございません。もとより条例改正の発案は議員の方、委員会、そして市長、そして直接請求による市民の方からの発案がございます。まちづくり基本条例の第26条は、その発案者に検証といった前提条件を付してい

るものでは決してございません。繰り返しになりますが、まちづくり基本条例の第26条は条例改正の場合の規定ではございません。検証した場合、その検証結果いかんによっては条例改正などの適切な措置を講じなさいと規定しているものでございます。

- 掛布委員　　まず最初の年度を入れている今の旧条例はユニークだったというのは初めて聞くお話で、私もこのまちづくり基本条例制定当初、まだ議員ではありませんでしたけれども、この部分がすごく気にかかっている、それこそ安定性に疑問があるということもありますし、本当にすぐに年度が来たら条例改正ということが必要になりますし、それ以上にまちづくり基本条例というのは江南市のあらゆるいろんな条例とかに最優先というか最優位に位置するものという位置づけからいくと、戦略計画のほうが上に行くようなまちづくり基本条例の決め方自体がおかしいなあと思ったんです。

そうすると、今回で総合計画というところで年度を外したということは、制定当初に年度を入れたほうが良いという考え方を見直したと、変更するという意味があるわけですか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　次期の総合計画も、第6次総合計画という形で名称も進んでおります。戦略計画という文言が市の例規上で出てくるのは、唯一この条例だけになっております。この際、市民の方が戦略計画というよりは、一般的な名称というか使われている総合計画という形で呼んでいただいたほうが理解しやすいという判断から、この際変更をお願いするものでございます。当時の戦略計画も一般的には総合計画でございましたので、内容には変更はございません。

- 掛布委員　　ちょっとよくわからないんですけども、今回、年度を入れないということは、考え方の大きな転換があるということで今度は年度を入れないということなのか、まだ第6次ができてないからただ入れてないだけなのか、どちらなんですか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　考え方に大きな変更はございません。年度を入れることによって必ず条例改正が発生する、先ほど委員も言われたとおり、条例の安定性からいって疑問が残ったというところで、より安定性を求めるために、さらによりわかりやすくするために、名称をこの

際、総合計画に改めたものでございます。

○掛布委員 済みませんね、1人で質疑しています。

今のところを総合計画というのは私は別に賛成なんですけれども、第22条のところ「基本構想等」というふうにあるんですね。さっきの上段のところには「総合計画に基づいて」とあるんですけれども、第22条のところでは「総合計画」じゃなくて「基本構想等」ということで、ここには総合計画の名称がないのはなぜでしょう。普通でいったら、総合的なかつ計画的な市政運営を図るための総合計画、それを構成する基本構想及びその実現のための基本的な計画ということで、総合計画というのがどこかに入っていないと、上の段に入れた総合計画と下のところが続かないような気がするんですけど。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 きのうの本会議の答弁と同じ形になりますが、答弁させていただきます。

改正前の平成23年の地方自治法の改正では、それまでは市町村に対し、基本構想の策定を義務づけておりました。自治法が改正して、その策定義務がなくなったわけですが、今回は策定義務の範囲を基本構想からさらにふやして基本計画までに、市の判断、自主性で拡大いたしております。この基本構想は理念であり、それだけでは具体的な実現手法は明確でないため、また基本計画の策定は市民との協働により策定していき、市民とともに実行していく市民計画という色合いも濃いことから、基本構想と同様、まちづくり基本条例にあわせて規定していくものでございます。

一方、実施計画は行政が単独で策定する行政計画、工程なども踏まえた実務的な計画であることから、今回は条例での義務づけまでは規定しなかったものでございます。実際にはこの実施計画もあわせて当然つくっていくという形になりますが、条例での義務づけは今回はいたしておりません。以上でございます。

○掛布委員 済みません、ちょっと質問の趣旨と、誤解されたみたいで、ずれてきているんですけど、基本計画じゃなくて、総合計画というのを第22条の中に入れたほうがよくはないかという、そういう質問なんですけれども。基本計画はもう入っているんですけども。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 まちづくり基本条例の第22条

のほうに、基本構想、基本計画、実施計画まで含めた全体の総合計画を規定すべきではないかというようなお話だと思います。

まちづくり基本条例は、市民自治によるまちづくりと市民協働による原則が全体を貫いております。その中で行政計画である実施計画を盛り込むことによって、この部分も市民と一緒につくっていく形にならざるを得ないということがまずあります。もちろん、実施計画も市民の皆さんと一緒につくればいいじゃないかというようなお話もあると思いますが、実務的に実施計画を市民参加のもとでつくっていくというのは、私たちが今まで実施計画をつくってきた経験上かなり難しいという判断で、実施計画の部分の市民参加は今しない考えでおります。これは、市民参加条例のほうの規定と整合はとれております。

○掛布委員 余りよくわからないので、何かちぐはぐなやりとりをしているので、ちょっともうやめます。別にこのままでも構わないと思うんですけども。

それで、最初にした後段の質問の続きなんですけれども、今回、検証組織まで設置はする必要はないと判断したわけですけど、それほどこの部署で検証組織まで設置しなくても条例改正の提案をしていいぞという判断をしたわけですか。それは条例上どこかで定めがあるんでしょうか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 条例改正をする場合は検証組織を設けて、その手続を経なければいけないという規定がないからでございます。条例改正に当たっては、必ずしも検証組織を立ち上げるという必要はございません。検証組織を立ち上げて検証した場合、その結果によって必要があれば条例改正をしていくというような条文構成になっております、第26条は。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時59分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど来、掛布委員から質問がありました第22条に総合計画というものを盛り込んだらいいのではないかという趣旨の質疑に対して、改めて当局の側

から簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 何度も時間をいただきまして、申しわけありません。

総合計画のほうは一般的に3層構造、基本構想、基本計画、実施計画の構成になっております。今回、第22条では、その中の実施計画の部分を除いた部分を規定したいことから、このような表現になっております。イコール総合計画ではないということをお承知いただきたいと思います。以上でございます。

- 委員長 ほかに質疑はございますか。
○幅委員 質問ではないんですが、意見だけ。

地方自治法の平成23年8月の施行の改定で規定がなくなったということで、シンクタンクの文章などを読むと一番は住民本位、住民と行政がともにつくっていくということのために、法的な規制ではなくて自治体の自主性に任せるとというのが私は一番の本位ではないのかなあというふうに思います。今、まちづくり基本条例に根拠を規定したというかにとどまらず、市民の皆さんとつくり上げていくということをいろんな過程の中でしっかりと担保してつくっていただきたいと。何度も僕、これまで申し上げましたが、誰のために何のためにつくっているのかちょっとわからないという部分があるような気がいたします。特にそういった意味での法改正と、あえてまちづくり基本条例に盛り込まれたという趣旨を踏まえて、これまでと違う住民の皆さんとともにつくり上げる総合計画ということをしかりと担保してつくっていただきたいなあということをお意見として申し上げさせていただきます。

- 委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時02分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 江南市市税条例等の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第56号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 税務課長 それでは、議案書の9ページをお願いしたいと思います。

議案第56号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、10ページでございます。こちらは条例案、改め文ということでございます。

幾つかはねていただきまして、13ページから26ページにかけて新旧対照表を、さらにはねていただきまして、27ページには改正案の概要を掲げてございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 委員長 そうしましたら、これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 掛布委員 27ページの参考の概要を見てちょっと質問いたしますが、この固定資産税を来年度、平成29年度から、いわゆる自然エネルギー関係の施設を設置している、その施設に対する固定資産税を減額すると、減免するような、そういう特例措置を新たに追加するという意味でよろしいですか。

- 税務課長 既に地方税法のほうには、こういった設備を設置した場合には固定資産税の評価額を3分の2にするといった規定があったわけでございます。今回は、わがまち特例といいまして、優遇措置、減額をする割合ですね、そういったものを市が独自で決めていいよ、ある一定の範囲内ですね、そういったことで市に裁量を与えられたということでございますので、新たに追加されたというわけではなく、以前からあったものに市に対して裁量を与えられたというふうに思っていたきたいと思います。よろしくお願いま

す。

○掛布委員 十分調べてないので。そうすると税額上、それぞれの施設を持っている方たちにとって、固定資産税の税額というのは、ふえる方も出てくる、減る方も出てくるという、そういうことになるんでしょうか。ちょっと説明をそのあたり、お願いしたいと思います。

○税務課長 ただいま委員さんには、ふえる減る、そういったことになるのかという御質問でございますけれども、そもそもこちら27ページでございます太陽光の発電設備ですとか、風力・水力とございますけれども、そういったものを設置される方で、これは固定資産税の土地、建物、それから償却資産と、3つ大きく分けると種類がございますが、土地とか建物は今回は関係なく、設備ということになります。しかも償却資産ということでございますので、事業用の資産、利益を得るための設備というふうに思っていたかと思いますが、こういったものをお持ちの方の償却資産に係る固定資産税を本来お願いする額から3分の2の額にしようということで、地方税法に定まっておったわけでございます。今回は市のほうにそういった裁量はいただいたものの、これまでどおり太陽光については3分の2、それ以外で若干2分の1に変わった水力とかそういったものはございますけれども、一番オーソドックスといえますか該当設備が多い太陽光についてはそのままということでございますので、これによって固定資産税が高くなったり安くなったりという、そういう意味ではございませんのでお願いをいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

市長政策室

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、市長政策室の所管に属する歳入歳出、総務部の所管に属する歳入、消防本部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法であります。歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初に総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○行政経営課長 議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の51ページ、52ページをお願ひいたします。

下段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成28年度6月補正予算説明資料をお願ひいたします。説明資料の4ページ、5ページをお願ひいたします。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、質疑もないようでありますので、続きまして市長政策室地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 地方創生推進課の所管の該当ページを御案内いたします。

まず、歳入でございます。

議案書の51ページ、52ページをお願いいたします。

51ページ、52ページの最下段、19款5項2目、右側の説明欄は、コミュニティ助成事業助成金でございます。

そこから2枚はねていただきます。

次は歳出でございます。

上段の枠囲いの表でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費、地域団体支援事業でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員 済みません、このコミュニティ助成事業助成金というのは、どういうものかちょっと教えてください。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 こちらの事業でございますが、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献、広報事業の一つとして行っている助成事業で、宝くじ、例えばジャンボ宝くじや数字選択宝くじナンバーズ・ロト等などの売上金の一部を活用して、自治会や地域において協働活動を行っている団体、コミュニティー団体等に対し助成を行っているものでございます。

今回は、その助成のメニューの中の一つでございますコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業として、一般コミュニティ助成事業を財団のほうから受けて、市を通して区へ交付していくものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○伊神委員　済みません、今のコミュニティ助成事業助成金で、宮後中区の宮後中公会堂の整備ですね。どういう整備をしたのか具体的に、それから同じく般若区のほうの公民館の整備費ですけど、どういうものを整備したのか具体的にお聞きしたいと思います。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　整備は、これから補正予算をお認めいただいてから本格的に着手していくものでございます。予定といたしまして、宮後中区は、公会堂の中のエアコン、机・椅子などで243万円余り、うち240万円を助成するものでございます。般若区の公民館は、エアコンと放送設備、中でのマイクとかスピーカーとか、そのような設備が総事業費263万円余り、うち250万円を助成していくものでございます。

○委員長　ほかにございますか。

○掛布委員　毎年、今、2つの区ぐらいが助成をいろいろしていただいているんですけども、どの自治会でも何らかのいろいろ老朽化している公会堂の中の設備とか、何とかしたいと思っていると思うんです。こういった宝くじの収益を使ったコミュニティ助成事業という制度があって、手を挙げれば助成してもらえるかもしれないよというこの制度の仕組みと、手を挙げるためにはどんな準備をしておかないといけないのかとか、手を挙げる時期とか、そういった制度全体の全体像を区長・町総代会とか、そういった区長さんたちにお知らせはしていただいているんでしょうか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　今お話がありました4月の区長・町総代会で御案内としております。その中で制度の細かい説明までは時間的に無理なんで、簡単な説明をして締め切りをいつという形で御案内いたしております。その結果ことしも、まだ締め切っておりませんが、何件か問い合わせなり来年に向けての申請があるような状況でございます。

○伊神委員　この助成金制度ですけど、ここに公会堂、それから公民館というのはありますが、学供はないわけですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　まず、こちらはコミュニティー団体の備品ということで、市の施設の中の市の備品になってしまうようなものは対象外と、まず。地区が管理している学供がごぞいます。こちらについても問い合わせたことがあるんですが、こちらは具体的な何の備品を買うのか問い合わせしてほしいということで、必ずしもだめだということではないんですけど、地区管理の学供の備品などについては、具体的に問い合わせでオーケーをもらってからという形になります。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、この程度にとどめまして、続きまして消防本部消防署について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長　　消防本部消防署所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の67ページ、68ページをお願いいたします。

中段にごぞいます9款1項2目消防署費、所管は消防署で、補正予算額は30万2,000円でごぞいます。

事業内容につきましては、68ページ説明欄をお願いいたします。

消防水利整備事業といたしまして備考欄にごぞいます新労務単価への対応のため、30万2,000円の増額をお願いするものでごぞいます。

なお、別冊説明資料、平成28年度6月補正予算説明資料のほうの8ページ、平成28年度公共工事設計労務単価の対応について、こちらのほうでも説明をさせていただいております。

なお、補足説明はごぞいません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　昨年度のそもそもの当初予算の段階で余り十分把握してないんで申しわけないんですけど、そもそもこの防火水槽の撤去工事の内容という

のはどんなものだったか、申しわけないです。もう一回説明してください。

それと、新労務単価への対応ということなんですけど、平成28年度の新しい労務単価というのは、毎年、新年度の労務単価はどうなりますかというのは2月ぐらいに発表されていると思うんですけども、要するに新年度予算を審議する時点で、もう既に労務単価が変わっているよということはわかっていると思うんですけども、そうすると予算を可決してすぐに入札をかけないで今まで待っていたということになるわけですか。ちょっとその辺を教えてください。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時21分 休 憩

午前10時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防署長 まず、防火水槽の工事に関しましてですが、通常ですと、水槽の周囲2.5メートル以上の空地がございますと、そのまま重機を持ってきまして、いわゆるオープン掘削という形のものをいたします。今回の工事に関しましては隣接に2軒家がございます関係上、通常のオープン掘削ができないということでございますので、鋼矢板工法と申しまして特殊な、よく町なかで見かけるガードレールをイメージしていただくといいと思うんですけど、あれを縦に打ち込みまして、地盤が崩れないようにしまして中の水槽を撤去するという工事になります。

2つ目のほうの新労務単価へのということでございますが、おっしゃるとおり、平成28年2月のほうに労務単価への対応ということではございましたが、当初予算の段階では、まだこの部分というのが計算の中に入ってなかったものですから、ちょっと間に合わなかったということでございます。

○掛布委員 そうすると全部一斉に、今回の補正に入っているのもあるんですけども、中にはすごい急いでやらないといけない工事とかあると思うんですね。全然関係ないこの課じゃないんですけど、例えば学童保育施設の整備なんかは大慌てでやらないと間に合わないというのに、労務単価が変わったからもう一回予算をつけ直すまで、それこそ3カ月もずるっと何もしないで待っていたら工事が間に合わなくなっちゃうかもしれないんじゃないか

ということもあると思うんですけど、要するに補正予算で6月に補正するまで、何もその後進まずに待っていたということではないですか。

もう1個、ついでに聞きますが、今回30万2,000円ですけど、全体の中の労務単価の上昇に関係する予算、要するに人件費分ですね、労務費分というのは何%を占めていて、その部分が何%アップしたわけですかね。

○消防署長　　まず、工事の関係のほうからお答えさせていただきます。

この工事はもともと、通常の工事ですと、まちづくり課のほうに工事設計委託というのをやりまして防火水槽撤去というのをやるんですが、今回に限りましては、先ほど説明させていただきましたとおり特殊な工事でしたので、昨年の6月に補正をお願いいたしまして設計業者委託というのをやっております。今回、設計業者が出してきた工事の内容に基づきまして、まちづくり課さんのほうで平成28年度の当初予算にこちらのほうを組んでいただきまして、さらに今回、新労務単価への対応ということで6月に改めて補正をさせていただきます。

もう1つおっしゃられました工事の対応なんですが、もともと防火水槽の撤去というのは、現在の出水期、いわゆる地下水の高い状態ですと工事に不利に働きますので、今回の工事も、一応まちづくり課さんのほうでは11月から2月の間に工事を予定するというふう聞いております。

先ほどのもう1点の新労務単価に対するパーセンテージということなんですが、申しわけございません、ちょっとパーセンテージの金額は出さしてはいただけないんですけど、例えば前年度と比較いたしまして、今回、本工事にかかわる労務単価、いろいろ種別があるんですが、おおむね1日当たり1,400円から最低300円までの間の労務単価の変更というふう確認をいたしております。パーセンテージになりますと、済みません、ちょっと計算いたしますのでお待ちください。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時27分　　休　憩

午前10時32分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の掛布委員の質疑に対しまして、当局側の答弁をお願いいたします。

○消防署長 先ほど掛布委員から御質問のありました新労務単価の増額分でございますが30万2,000円、こちらは工事費全体の1.3%アップになります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾関（健）委員 防火水槽の撤去でございますが、防火水槽といたら各地域にあって、防火の一つの文化というべきものと認識しておるんですが、これを撤去するというのはよくよくの理由があると思うんですね、代替をつくるとか。これはどういう理由で撤去したんですか。

○消防署長 地権者であります不動産業者さんからの要望でございます。

○尾関（健）委員 その地域は、例えば代替というんですかね、今、消防の方法がどんどん変わってきて、そうは要らんかもしれないんですが、数は大体決まっておりますね、江南市で何基ということで。1個撤去すると、かわりの1個の設置は必要ないんですか。

○消防署長 今、委員の御指摘がありました代替の水槽の件でございますが、もともとこちらのほうには、今回、撤去させていただく防火水槽を基点といたしまして、あくまで直線距離ですが、東のほうに130メートル、南西側150メートル、この2カ所に消火栓がございます。あと、南130メートルの位置に防火水槽、合計この周囲に3カ所の水利がございますので、今回に関しては撤去するだけで、新たな設置は考えておりません。

もう1点ですね、消防水利の関係ですが、江南市内に現在、445基の防火水槽がございます。防火水槽はやはり高額なものですから、消火栓のほうで水利をふやしていくということで、最近では防火水槽はつくっておりませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時46分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今年度当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

横向きに印刷していますが、この一覧を見ながら考えていただきたいんですが、皆さんのほうで御意見等はございませんでしょうか。

例年大体同じような項目で上げておりますが、そこでカバーできないものはその他ということで、そこで扱うことになると思いますが、どうしてもこれはというものがあればお願いしたいと思いますが。

暫時休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に皆さんからいろいろと種々御意見を賜りましたが、行政事業レビューと地方創生を新たに時宜にかなったものとしてつけ加えたらどうかということではありますが、いかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議ございませんかね。そうしましたら、御異議ないようでありますので、今年度の調査事項を読み上げたいと思います。

1. マイナンバーカード（情報管理）について、2. 公共施設マネジメントについて、3. 収納・滞納対策について、4. 消防行政について、5. 地域・市民協働の取り組みについて、6. 防犯・防災（危機管理）・交通安全対策について、7. 行財政改革・行政事業レビューについて、8. 地方創生についてというのを新たにつけ加え、9. その他当委員会の所管する事項ということにさせていただきます。そのように決定をさせていただきます。

これを会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

行政視察調査日程について

○委員長 続きます、もう1枚別の資料ですが、行政視察調査日程を議題といたしますので、こちらの一覧表のほうをごらんいただきたいと思います。

日程案につきましては、事務局のほうよりまず説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから行政視察日程の案につきまして御説明させていただきます。

平成28年度行政視察日程でございますけれども、議会関係の行事等を勘案いたしまして2つの日程案を出させていただきました。1つ目はお手元の資料でございます10月11日火曜日から10月14日金曜日まで、2つ目が10月24日月曜日から10月27日木曜日までの2案を御用意いたしましたので、こちらの期間で、また何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの御説明による2案につきまして、御意見等がございますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にいろいろと皆さんの御予定等も伺いまして、事務局からも伺いまして、日程につきましては、そうしましたら10月11日火曜日から13日木曜日までの期間を第1候補といたしまして、相手先、先方の都合もごございますので、この11日から13日が難しいということであれば、24日月曜日から27日木曜日の中で実施をするということを決めさせていただきたいと思いますが、何泊にいたしましょうか。ちょっと御協議をお願いいたします。

御意見はありますか。

○掛布委員 視察結果を市政のほうに十分反映できていない現状があるので、本当にどうしてもというなら2泊3日でもいいんですけれども、1泊2日でもいいのではないかという気はします。

○委員長 視察先、そこでのテーマ、内容によるということだろうと思いますが、ほかの皆さん、御意見はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 これから後で協議していただきますけれども、視察先、調査内容、テーマ、相手方の都合等いろいろあるかと思しますので、それによって1泊もしくは2泊ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしくをお願いいたします。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 それで、引き続いてでありますけれども、視察の調査先及び調査項目を議題といたしますが、先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づいての協議をお願いしたいと思いますが、ちょっとこれもいきなりどうですかと言われても難しいかもしれませんが、何かよい候補

地、視察先ですとかテーマなどはございませんでしょうか。いかがですか。
暫時休憩します。

午前11時04分 休 憩

午前11時05分 開 議

○委員長 そうしましたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

今すぐ御意見をいただくのも難しいようであります。今のところ御意見もないようではありますが、行政視察調査先につきましては、できれば早いうちに事務局担当者、あるいは私ども正・副委員長のほうに御報告をお願いできないでしょうか。

候補地が多数になった場合などにつきましては、正・副委員長において調整を図って決定していきたいと思っておりますし、また候補地が皆さんのほうから御意見がなかった場合は、正・副委員長に御一任をいただいで対応していきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうもありがとうございます。御異議もないようでございますので、行政視察調査先については、こうした決め方をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところになろうかと思っておりますし、また講師の都合もありますので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマがあれば出していただきたいと思っておりますし、いい講師の方がいれば御紹介いただきたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

暫時休憩します。

午前11時07分 休 憩

午前11時08分 開 議

○委員長 そうしましたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

今、皆さんに休憩中にお諮りをしましたけれども、これも今すぐということでは難しいかと思っておりますので、今後何か御意見、御提案等ございましたら、事務局までお知らせください。あるいは私たちのほうにお知らせをください。

9月定例会の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえまして改めて相談させていただくということで、きょうはこの程度にとどめたいと思います。よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　引き続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

これはお手元にペーパーをお配りしておりますが、この件につきましては、5月臨時会中に開かれました各派代表者会議において、今年度は各常任委員会で日程、開催場所、テーマ等を決定し、広報も含め各常任委員会で責任を持って意見交換会を実施していくことと、議会改革特別委員会での協議結果が報告されたところであります。

これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものでありますが、最初にまずテーマを議題としたいと思っておりますが、御意見はありませんか。

あわせまして日程等についても議題としたいと思っております。日程につきましては、事務局に調べていただきまして、市の行事ですとか、あるいは会議等にダブらないような候補日を幾つか上げていただいておりますが、皆さんいかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時10分　　休　憩

午前11時21分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にもいろいろと皆さんから御意見、御要望等を賜りました。そうした皆さんの声を踏まえまして、とりあえずこの件につきましては、正・副委員長に一任ということで皆さんのお許しをいただけませんでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしということですので、正・副委員長でもって協議し、決めさせていただきます。また皆さんに御相談をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆さんからいろいろ活発に御意見をいただきましたが、私の想定する範囲内といたしますか、想定より早く終了いたしまして、議事運営に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして総務委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時23分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 山 登志浩